

福祉の相談窓口

※相談窓口ですので、困りごとの解決をお約束するものではありません。
相談内容によっては、直接対応ができないものがあります。その場合は、関係機関へのつなぎや各種制度の紹介・情報提供のみの対応となる場合があります。

大月町		生活困窮者自立支援制度対象者	介護保険サービス受給者	障害者	その他の高齢者
部屋探し契約	1 支援者等の同行はできないか。(健康状態や支援体制状況などの説明含む)	大月町社会福祉協議会	大月町地域包括支援センター	大月町健康福祉課	大月町健康福祉課
	2 連帯保証人・緊急連絡先(身元引受人)がいない。	〃	〃	〃	〃
	3 費用(敷金・礼金・引越など)がない。	〃	〃	〃	〃
	4 孤独死などに備え、原状回復費用や遺品処理費用などの担保をしておきたい。	〃	〃	〃	〃
	5 見守りサービスの利用をさせたい。	〃	〃	〃	〃
入居退去	6 家賃が支払われない。	〃	〃	〃	〃
	7 部屋がごみ屋敷になっている。	〃	〃	〃	〃
	8 病院へ通院することになったが一人で通院できなく、付き添い者が必要となった。	〃	〃	〃	〃
	9 介護が必要になったようだ。	〃	〃	〃	〃
	10 寝たきりなど、自立した生活が難しくなった。	〃	〃	〃	〃
	11 認知症かもしれない。	〃	〃	〃	〃
	12 精神的に不安定で言動がおかしいように思う。	〃	〃	〃	〃
	13 何らかの依存症かもしれない。(薬物・アルコール依存症など)	〃	〃	〃	〃
	14 近所トラブル。(騒音、深夜徘徊など)	〃	〃	〃	〃
	15 行方不明・安否の確認ができない。	〃	〃	〃	〃
退去	16 入居者が亡くなった(住戸内)を発見した。(親族がいない。連絡先がわからない。)	〃	〃	〃	〃
	17 入居者が亡くなったが、賃貸借契約の解約ができない。(相続人がわからない。)	〃	〃	〃	〃
	18 入居者が亡くなったが家財が残っていて処分できない。	〃	〃	〃	〃
19 長期間行方不明の状態となっているので、賃貸借契約を解約したい。家財の処分ができない。	〃	〃	〃	〃	

大月町社会福祉協議会	
電話番号	0880-73-1119
受付時間	8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始除く)
所在地	幡多郡大月町鉾土603番地
大月町地域包括支援センター	
電話番号	0880-73-1113
受付時間	8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始除く)
所在地	幡多郡大月町弘見2230番地
大月町健康福祉課	
電話番号	0880-73-1113
受付時間	8:30~17:15 (土・日・祝・年末年始除く)
所在地	幡多郡大月町弘見2230番地

(注)生活困窮者自立支援制度: 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に包括的な支援を行う制度